

許可番号 11021101925

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割105番

氏名 有限会社藤工 代表取締役 藤原 正基
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 令和 5年 3月13日

許可の有効年月日 令和10年 3月12日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 繊維くず

以下余白

(2) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・ がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所	岩手県盛岡市乙部5地割105番, 106番, 107番, 108番1
イ 設置年月日	平成25年6月11日
ウ 処理能力	廃プラスチック類 3.88t/日 (0.485t/時間)
	紙くず 4.76t/日 (0.595t/時間)
	繊維くず 4.24t/日 (0.53t/時間)

エ 設置許可年月日 ー (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 ー (設置許可対象外施設)

(2) 破碎施設 I

ア 設置場所	岩手県盛岡市乙部5地割105番, 106番, 107番, 108番1
イ 設置年月日	平成20年2月20日
ウ 処理能力	廃プラスチック類、紙くず 4.0536t/日 (0.5067t/時間)

エ 設置許可年月日 ー (設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号 ー (設置許可対象外施設)

カ 保管施設 別表のとおり

(以下、裏面記載)

(3) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割105番、106番、107番、108番1
イ 設置年月日 平成27年12月29日
ウ 処理能力 木くず 16.736t/日 (2.092t/時間)
エ 設置許可年月日 平成27年10月2日
オ 設置許可番号 27盛廃第517-1号
カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割105番、106番、107番、108番1
イ 設置年月日 平成27年11月21日
ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
6.9312t/日 (0.8664t/時間)
がれき類 10.2576t/日 (1.2822t/時間)
エ 設置許可年月日 平成27年10月2日
オ 設置許可番号 27盛廃第517-2号
カ 保管施設 別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 3月13日 当初許可
平成25年 3月13日 更新許可
平成25年 7月25日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
平成25年 8月29日 事業範囲の変更許可
(1) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの中間処理(圧縮処理)を追加したこと。
(2) 中間処理(破碎処理)をする産業廃棄物の種類にガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃石膏ボードに限る。)、がれき類を追加したこと。
平成27年12月 8日 変更届出書受理 (がれき類の破碎施設の処理能力を変更したこと。)
平成28年 1月20日 変更届出書受理
(1) 木くずの破碎施設の処理能力を変更したこと。
(2) 保管施設の概要を変更したこと。
平成30年 3月13日 更新許可
平成30年 3月13日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
令和 元年 6月11日 事業範囲の変更許可 (ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずに係る陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)の限定を解除したこと。
令和 5年 3月13日 更新許可
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

別表（保管施設の概要）

（１）保管施設Ⅰ（破碎施設Ⅰに関するもの）

所在地：岩手県盛岡市乙部５地割１０５番、１０６番、１０７番、１０８番１

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類、紙くず	2.0	24	24	2.4	屋内保管
処分後の保管	R P F	—	18.25	12.0	—	屋内保管
		—	42.05	78.0	—	一時保管棟内

（２）保管施設Ⅱ（破碎施設Ⅱに関するもの）

所在地：岩手県盛岡市乙部５地割１０５番、１０６番、１０７番、１０８番１

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	木くず	2.0	24	24	4.8	屋内保管
		2.0	120	42.4	8.48	屋外保管
処分後の保管	木くず (チップ)	—	41.7	116.2	—	屋内保管

（３）保管施設Ⅲ（破碎施設Ⅲに関するもの）

所在地：岩手県盛岡市乙部５地割１０５番、１０６番、１０７番、１０８番１

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	—	30.59	48.00	—	破碎施設棟内
処分後の保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	—	3.0	2.0	—	破碎施設棟内
		—	49.0	90.0	—	一時保管棟内

（以下、裏面記載）

(4) 保管施設Ⅳ (圧縮施設に関するもの)

所在地：岩手県盛岡市乙部5地割105番、106番、107番、108番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	廃プラスチック類、紙くず	2.0	24.0	24.0	2.4	屋内保管
	繊維くず	—	8.03	8.2	—	コンテナ保管
の処分 保管後	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず	—	15.04	28.51	—	一時保管棟内

以下余白